

～これから就職するあなたへ～

これは知っておこう！ 【ワークルールの基礎】

春から私もついに社会人！
給料をもらったら
趣味を充実したいなァ！！



この資料は、これから会社に就職して働き始める皆さんに、知っておくべきワークルール（労働者と会社の間で守らなければならない決まり事）の基礎をご紹介します。

また、実際に就職してから、労働トラブルにあったときの相談窓口もご紹介していますので、ぜひご活用ください。

発行：北海道労働委員会事務局
令和5年8月

第1章 労働契約を確認しよう

実際に働き始める前に
確認しなきゃいけない
ことってあるの…？



Point!

「労働契約」の内容を確認しよう

「労働契約」ってどんなもの？

「労働契約」（「雇用契約」ともいいます。）とは、労働者と雇い主との間で結ぶ労働条件の約束のことです。

「労働条件のルール」

募集広告や求人票に書かれていた条件が、そのまま労働者の労働条件になるわけではありません。採用の際に労働者と雇い主で確認した労働条件が「働く人自身のこれから働く労働条件」となるため、一つ一つの条件をしっかりと確認することが必要です。

《採用時、労使双方が確認しなければならない7項目》

- ① いつからいつまで働くのか（契約期間）
- ② 契約期間が決まっている場合は更新の基準
- ③ 仕事をする場所・仕事の内容
- ④ 仕事の始めと終わりの時間、残業はあるのか、休憩時間は何時から何時までか、休日はいつか、休暇は何日取れるのか
- ⑤ 給料はどのように決まり、どのように支払われるのか（賃金の決定、計算と支払の方法、支払の時期など）
- ⑥ 退職するとき、解雇されるときに決まりはどうなっているのか
- ⑦ 昇給に関すること

※①～⑥は書面で明示、⑦は口頭でもよい。

第2章 労働時間、休憩・休日

今日は長い時間働いているけど
何時から残業なのかな？



Point!

法律で「労働時間」と「休憩・休日」は決められています

<労働時間> (労働基準法第32条)

会社の指揮監督の下にある時間で、始業時刻から終業時刻まで、原則として1日の法定労働時間は休憩時間を除き8時間以内、1週間の労働時間は40時間以内と定められています。(法定労働時間)

<休憩時間> (労働基準法第34条)

会社は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に一齐に与えなければなりません。

ただし、会社と労働者の過半数で組織する労働組合などが協定を結べば、休憩時間を一齐に与えなくてもよいとされています。

<休日> (労働基準法第35条)

会社は労働者に毎週少なくとも1日、または4週間を通じて4日以上の日を有給休暇と認めなければなりません。



週末は、趣味の
登山へ行くんだ！

“有給休暇”を使って
心置きなく楽しむつもりだよ。

有給休暇は何日とれるの？

入社後、6か月間継続して働き、その日数が全労働日数の8割以上であれば、1年で10日の年次有給休暇を取得できます。(労働基準法39条)

パートタイム労働者(アルバイトも含む)の方も年次有給休暇を取得することができます。

第3章 給与はいくら貰えるの？



給料から引かれているお金があるけど、これって何？

Point!

給与明細をしっかりと見よう

給与支給明細書 (例)

〇〇年 △月分

北 海 太 郎 様

勤怠	出勤日数	欠勤日数	有給休暇日数	時間外勤務時間
	20	0	0	2

何日出勤して何日休んだのか、実際と合っているか確認しよう

支 給	基本給	職務手当	通勤手当
	180,000		6,500
	時間外手当	家族手当	資格手当
	2,600		

基本給や通勤費など支給される部分

いわゆる「手取り額」

控 除	健康保険	厚生年金	雇用保険
	9,414	17,385	568
	介護保険	所得税	住民税
		3,200	

税金や保険料など給料から引かれる部分

差引支給額	158,533
総支給額	189,100
控除額合計	30,567

健康保険や厚生年金に加入しているかが分かります。

加入していると、失業給付など公的サービスが受けられます。

控除って何だ？
こんなに引かれるのか！

- ・賃金（給料）は、通常、税金のほか、社会保険、雇用保険の保険料などが差し引かれて支給されています。
- ・給与明細書は所得税法により、労働者に対する発行が義務付けられているので、初めて賃金（給料）をもらったら、まず給与明細書をしっかりと見てみましょう。
- ・また、未払い賃金（給料）は3年間遡って請求できるので、3年間は保管しましょう。（労働基準法第115条では5年間とされていますが、当分の間は3年間とされています。）

第4章 ハラスメントに気をつけよう

パワハラ、セクハラ、マタハラ…
色んな”ハラスメント”があるけど
全然分からないゾ…



Point!

ハラスメントのない職場を作りましょう

本人の意図に関わらず、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりすることをさします。ハラスメントは就業環境を悪化させるため、雇用主には防止及び解決に取り組む義務があります。

<パワーハラスメント>



パワハラ

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものをいいます。

職場におけるパワーハラスメントは、上司から部下に行われるものだけではなく、先輩・後輩の間、同僚の間、さらには部下から上司に対して行われるものなどの様々な場合により行われるものを含みます。

<セクシャルハラスメント>



セクハラ

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否・抵抗などしたことによって解雇、降格、減給などの不利益を受けたり、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じることをいいます。

男性から女性に対する場合だけではなく、女性から男性へ、同性同士の場合も対策の対象となります。

<マタニティハラスメント>



マタハラ

職場において行われる上司、同僚からの言動により妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されることをいいます。



新入社員だと、ハラスメントに気づきにくいかも。
何がハラスメントなのか知っておいた方がいいな。

第5章 会社を辞めるとき、辞めさせられるとき



会社を辞めたくなった時
いつまでに言えばいいんだ？

Point!

いつ辞めるのか、あらかじめ伝えましょう

正社員などのように、あらかじめ雇用の期間が定められていないときは、労働者は少なくとも2週間前までに退職届を提出するなど退職の申出をすれば、法律上はいつでも辞めることができます。

(民法第627条)

トラブル防止のため、辞めるときは退職の意思を上司に伝え、書面で届け出る、仕事の引き継ぎをするなど、社会的ルールに配慮しましょう。(一般的に、就業規則などに手続きが定められていますので、確認しておきましょう。)

いきなり「今日でクビだ！」って
言われたらどうしよう…



Point!

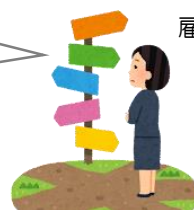
解雇には厳しいルールがあります

会社が労働者を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前に予告するか、30日以上平均賃金を解雇予告手当として支払わなければなりません。(労働基準法第20条)

いきなり会社を辞めさせられたら
手当を貰えるかもってこと…!?



雇用保険の手続、求人・求職の
申込等に関する相談は？



雇用保険？
失業給付？

◆お近くの公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください

北海道 ハローワーク 所在地

で検索

第6章 困ったときの相談先

どこに相談したらいいかわからない！
とにかく、まず相談したい！



◆労働相談ホットライン（北海道）

北海道では、労働条件など様々な労働問題でお困りの皆さまからの相談を、電話でお受けしています。

相談は無料です。

フリーダイヤル ☎0120-81-6105

<月～金曜日> 17:00～20:00 <土曜日> 13:00～16:00

※ 祝日、5月1日～7日、8月11日～8月15日、12月29日～1月8日を除く

◆総合労働相談（厚生労働省北海道労働局）

労働条件、採用、いじめ、嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野の相談を面談、あるいは電話でお受けしています。

相談は無料です。

○総合労働相談コーナー

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階

北海道労働局雇用環境・均等部指導課内

TEL:011-707-2700



自分を守るためにも、もっと詳しく
ワークルールを知りたい！



◆北海道経済部労働政策局 雇用労政課働き方改革推進室 のホームページをご参照下さい

北海道 雇用・労働に関する情報

検索



<URL> https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/koyo_guidebook.htm

第7章 労働トラブルに遭ったとき



会社との揉め事・トラブルを
お金や時間をかけずに解決したい！

◆個別的労使紛争のあっせん制度（北海道労働委員会事務局）

「あっせん」とは、労働問題に関し経験豊かな「あっせん員」が当事者双方のお話を聞いて、問題点を整理の上、助言などを行い、歩み寄りによる解決を図るものです。

○北海道労働委員会事務局 調整課個別対策グループ
060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館10階

☎011-204-5667

- ☆申請は簡単・費用は無料！
- ☆遠隔地（札幌近郊以外）は現地に出向きます！
- ☆秘密厳守！
- ☆迅速に対応します！（申請受付から1か月程度での解決を目指します）



ローイ先生

労働委員会Twitter公式キャラクター
ローイ先生



労働委員会のホームページや
Twitterもぜひご覧下さい！

[ホームページ]

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>)



[北海道労働委員会ツイッター]

Twitter (@douroui_somu2)

